

第 1 章 総則

第 1 条 名称

本会は、「中部大学鉄道研究会」と称する。

第 2 条 目的

本会は、鉄道に関する情報・知識を深め、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第 3 条 顧問

本会に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

第 2 章 会の活動

第 4 条

本会は、週 1 回程度の活動の場を持つことを原則とする。ただし、イベントやそのための準備はその限りではない。

第 5 条

会員は、第 2 条の目的の為に平等の権利を有し、「中部大学クラブに関する規程」・規約に則り、活動を行う。

第 6 条 会員の遵守事項

1. 会員は、規約に基づく決定及び指示に従わなければならない。
2. 会員は、電磁的方法・部室内の掲示板の連絡事項を把握すること。

第 7 条

第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 例会や大学祭でのジオラマ展示及び運転体験などの学内での活動
2. 学外でのイベント(ジオラマ展示及び運転体験など)への参加
3. 中部学生鉄道研究会連盟での他大学学生、他団体との交流
4. その他、本会の目的を達成するために必要な活動

なお、上記の活動を行う際は顧問と密に連絡を取ること。

第 8 条 事故防止の義務

本会の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

第3章 組織構成

第9条

本会は、中部大学の学生及び大学院生を会員として組織する。

第10条 幹部

1. 本会には、幹部として、会長・副会長・会計を置く。
ただし、必要がある場合は、その他の役職を置くことができる。
2. 幹部は、会の活動に対して全責任を負い、この責任を遂行するために幹部の名のもとに会員に指示・命令できる権利を有する。ただし、会員から提案・意見に必ず耳を傾けること。
3. 幹部の任期は、4月から翌年3月までとする。

第4章 職務内容

第11条

会長は、本会を代表して統括し、本会の規約に基づいた決定、指示を出す権利を有する。

第12条

副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合にその任務を行う。

第13条

会計は、会における会計業務を担当しなければならない。

第5章 会計

第14条 会員は本会の活動のために、会費を納めるものとする。金額は6000円/年とする。

第15条

会計年度は原則、4月から翌年3月までとし、年に一度、会員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

第6章 細則

第16条 入会

1. 入会希望者は、会長(不在の場合はその他幹部)にその旨を伝え、規約や会の説明を受け、名簿に記名及び押印する。
2. 入会者は、入会の際に定められた会費を納入する。
3. 入会有資格者は、中部大学の学生及び大学院生であること。
4. 一旦納入された会費は、いかなる理由があろうとも戻されない。

第17条 退会

1. 退会を希望する会員は、会長(不在の場合はその他幹部)にその旨を伝える。
2. 会長は退会を希望する会員に対して、速やかに手続きを行うものとする。
また、幹部である者の場合は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退会を認

める。

3. 会員が以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退会を命ずることがある。

(1) 第2条の目的から外れた活動を行ったとき。

(2) 幹部が、職務を遂行しなかったとき。

(3) 第14条に定める会費を納めなかったとき。

(4) 本会の活動を著しく妨害したとき。

(5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

第7章 規約

第18条 規約の変更

規約の変更は、幹部の会議を経た後、会員の承認を得るものとする。

また、改定の際に改定日を記載し、大学へ新しい規約を提出すること。

第19条 規約以外の規則

本会では、規約以外の規則を定めることができる。

附則

本規約は、1966年4月1日から施行する。

附則

本規約は、1968年4月1日から施行する。

附則

本規約は、1970年4月1日から施行する。

附則

本規約は、2025年4月1日から施行する。